

TOC条約と国内担保法案の概要

テロを含む組織犯罪対策のためのTOC条約締結の必要性

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を3年後に控える。
- 世界各地でテロが頻発し、我が国もテロの標的として名指しされている。
- テロ組織は、組織犯罪を通じ、資金等を得て、組織を維持・拡大している。
- 国内でも、暴力団等による組織犯罪が後を絶たない。

TOC条約

テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための国際協力を可能とする

① 重大な犯罪の合意
又は
組織的な犯罪集団
の活動への参加
の犯罪化(5条)

未然防止

② 司法妨害の
犯罪化(23条)

③ 資金洗浄の
犯罪化(6条)

④ 腐敗行為の
犯罪化(8条)

④ 国外犯処罰規定
の整備(15条3)

犯罪人引渡し
(16条)

司法共助
(18条)

国際協力

条約締結のための国内法整備

①テロ等準備罪の新設

〔組織的犯罪処罰法6条の2〕

テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に係る**実行準備行為**を伴う死刑、無期・長期4年以上の懲役・禁錮に当たる**一定の犯罪(対象犯罪)**の遂行の計画行為に関する罰則を新設。

- ※ 赤字は過去の法案から改めた要件
- ※ 対象犯罪は、別表4に記載

○ 「組織的犯罪集団」とは、団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が一定の犯罪(目的犯罪)を実行することにある集団をいう。

例:テロ組織、暴力団、薬物密売組織等
※ 目的犯罪は、別表3に記載

○ 「実行準備行為」の例:凶器購入資金の調達、犯行現場の下見行為

○ 死刑、無期・長期10年を超える懲役・禁錮に当たる犯罪を計画 → 5年以下の懲役・禁錮

○ 長期4年以上10年以下の懲役・禁錮に当たる犯罪を計画 → 2年以下の懲役・禁錮

②証人等買収罪の新設

〔組織的犯罪処罰法7条の2〕

- 組織的な犯罪に係るもの
→ 5年以下の懲役・50万円以下の罰金
- それ以外のもの
→ 2年以下の懲役・30万円以下の罰金

③犯罪収益の前提犯罪の拡大等

〔組織的犯罪処罰法2条2項等〕

※ 前提犯罪は、死刑、無期・長期4年以上の懲役・禁錮に当たる犯罪と、別表1(条約創設犯罪)又は別表2に記載の犯罪

④国外犯処罰規定の整備

〔刑法3条等〕

- 関係罰則につき国外犯処罰規定を整備
- 条約の趣旨を踏まえ、贈賄罪の国外犯処罰規定を整備

※ 腐敗行為の犯罪化は、刑法上の収賄罪・贈賄罪により担保済み。